

広島県告示第千五百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、大崎上島町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、大崎上島町長から届出があつた。

平成十九年十月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

上		欄		下	
大字	字	地	番	大字	字
大串	簗解	二四一二の一から二四一二の三まで、二四一三の一から二四一三の四まで、二四二二から二四二六まで、二四二七の一、二四二七の二、二四二八から二四三六まで、及びこれらの区域に隣接・介在する里道の全部		大串	西井浜山 (山林部)
	井浜平	一九六三、二〇〇七から二〇〇九まで、及びこれらの区域に隣接する里道・水路の全部			
	瀬井一ツ浜	甲二二一九、乙二二一九、一三三二一、一三三二三から一三三二六まで、甲一三三二七、乙一三三七の一、乙一三三七の二、甲一三二八、乙一三二八、一三二九から一三三一まで、一三三二の一、一三三二の二、一三三三から一三三六まで、一三三七の一、一三三七の二、一三三八から一三四〇まで、一三四一の一、一三四一の二、一三四二の一から一三四二の三まで、一三四三の一、一三四三の二及びこの区域に隣接・介在する里道・水路の全部			
	入相新開	一八三六の三		井浜	
	峠陸	乙二一一二、二一一七の三及びこの区域に隣接する里道の全部		峠陸平	
	峠陸平	甲二一四四、丙二一四四、二一四五、二一四六の二及びこの区域に隣接する里道の全部		峠陸	
	横山	乙二〇九三			
	井浜	二五三八、二五四〇の一、二五四〇の二、二五四一の一、二五四三の一及びこの区域に隣接・介在する里道の全部			
		二五五三の一、二五五五の一及びこの区域に隣接・介在する里道・水路の全部		向田	

恋地山 (山林部)	西井浜山 (山林部)	
九一、九三の一、九三の二	四四九	四五四、四五六の一、四五六の二
		二五五〇及び隣接する里道の全部
清水	横山	井浜平